

お客様との契約約款（ワイド保証）

「新・ご安心パスポートワイド保証 修理保証サービス」契約約款

ソニーマーケティング株式会社（以下「当社」といいます）は、本約款に基づき、「新・ご安心パスポートワイド保証」にご加入いただいた個人のお客様に対して第4条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

第1条（定義）

本約款において、次のとおり用語を定義します。

「加盟店」・・・本サービスを取扱う弊社の取引先をいいます。

「購入商品」・・・加盟店を通じて、ソニー株式会社ならびにその子会社および関連会社の商品が購入されると同時に本サービスが付帯購入された当該商品をいいます。

「対象機器」・・・購入商品のうち本サービスの対象範囲となる機器は、「故障」対象機器を取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載の注意書等に従って使用し対象機器の瑕疵に起因して生じた故障を意味するものとします。

「偶然な事故」・・・破損事故、漏水事故、火災事故(消火活動による水漏れを含む)、落雷事故、水害事故等、故障以外の偶然な事故を意味するものとします。なお、ここで言う「水害」とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水のほか高潮、土砂崩れ等の気象変象による水災を含みます。ただし、地震や噴火による火砕流や土石流および津波、その他本約款第7条に定める事故は除きます。

「お客様とは」・・・対象機器の所有者をいいます。なお、対象機器の詳細は第2条に定めます。

第2条（本サービス対象機器）

1. 本サービスの対象は、次項および本条第3項に定める範囲の対象機器とします。なお、対象機器は、購入商品の購入時に発行される「新・ご安心パスポートワイド保証 延長保証書」（以下「本保証書」といいます）にて特定されるものとします。

2. 対象機器の範囲は、次のとおりとします。

- (1)購入商品の機器本体
- (2)本項(1)と同梱の周辺機器
3. 次のものは対象機器の範囲に含まれませんのでご注意下さい。
 - (1)電池、バッテリー(内蔵電池を含む)、液晶画面、カラービューファインダーその他の消耗部品で、消耗により使用できなくなったもの
 - (2)前項(2)以外の周辺機器
 - (3)データおよびソフトウェア
 - (4)業務用・営業用の使用を目的としてご購入された機器

第3条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、第10条に定める場合を除き、本保証書記載の「製品ご購入日」から本保証書記載の「保証終了日」までの期間とします。

第4条（本サービスの内容）

1. 当社は、前条に定める本サービスの提供期間(以下「本サービス提供期間」といいます)中に、日本国内において(i)対象機器の故障が生じた場合および(ii)お客様またはお客様と同居の親族の方が対象機器をご使用中に当該対象機器に偶然な事故による損傷が生じた場合、当該対象機器の現物確認(火災または当社が認める特別な事情による対象機器の滅失の場合は除く)を条件として、本約款に定める条件に基づき無料修理（本条第3項にて定義）をいたします。なお、当該無料修理については当社所定の内容に従い行われるものとし、本約款に定める内容と齟齬がある場合は、本約款が優先するものとします。

2. 当社は、次の費用をお客様に請求することなく、修理を実施いたします(当該修理を、以下「無料修理」といいます)。なお、いかなる場合にも無料修理に代えて、現金をお客様に給付することはいたしません。

- (1)メーカー保証書に「持込修理」と記載されているモデルの場合・・・修理技術料および交換部品代金
- (2)メーカー保証書に「引取修理」と記載されているモデルの場合・・・修理技術料、交換部品代金および当社指定業者による所定地域内の輸送料
- (3)メーカー保証書に「出張修理」と記載されているモデルの場合・・・修理技術料、交換部品代金および技術者の出張料金、引取修理をご案内した場合の当社指定業者による所定地域内の輸送料

3. 当社は、対象機器の状態または当社の事情等により、修理による対応が不可能、困難または合理的でないと判断した場合には、無料修理に代わり当社が選定する対象機器と同等の代替機(以下「本件代替機」といいます)を提供します。ただし、お客様が本件代替機との交換を希望されない場合には、対象機器を現状のままお客様に返却します。

4. 当社は、修理技術料および交換部品代金の合計金額（以下「本合計金額」といいます）が本保証書記載の保証金額を超えると判断した場合は以下のいずれかの対応を行います。

- (1)お客様が本合計金額から本保証書記載の保証金額を減じた金額を負担することを条件とした対象機器に対する修理の実施
- (2)本件代替機の提供

第5条（メーカー保証書との関係）

メーカー保証書による保証と、本サービスの両方が適用可能な場合は、メーカー保証が優先的に適用され、本サービスは適用されないものとします。

第6条（本サービスの適用のご請求方法）

1. 本サービスの適用をご請求される場合には、商品を購入された加盟店に直接ご連絡ください。なお、当該加盟店の閉店もしくは移転またはお客様の転居などにより当該加盟店に直接ご連絡できないときには、本保証書記載のご安心パスポートセンターにご連絡ください。当社所定の修理受付窓口（以下「修理受付窓口」といいます）をご紹介しますいただきます。

2. 本サービスの適用をご請求されるにあたっては、対象機器に加え、次に定めるすべての書類をご提出いただきます。

- (1)対象機器にかかる購入商品に同梱されていたメーカー保証書
- (2)本保証書
3. 当社は、本約款および別途定める内容に従い、本サービスを提供します。なお、火災または当社が認める特別な事情による対象機器の滅失の場合は修理受付窓口で、罹災状況等を確認させていただいたうえ、別途ご案内いたします。
4. 偶然な事故により生じた対象機器の損傷に関して、お客様が本条第1項に従い本サービスの適用の請求を行う場合、本条第2項に加え、以下の各号に定める事項を履行するものとします。
 - (1)対象機器に発生した損傷の防止軽減に努めること
 - (2)損傷発生の日時、場所、損傷状況、損傷の程度およびこれらの事項について証人となる方がいらっしゃるときで、かつ当社がお客様に求めた場合には、その方の住所、氏名を遅滞なく当社に通知し、かつ当社所定の様式により損傷に関する報告書を提出すること
 - (3)前号の書類のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合には、遅滞なく当社にこれらを提出すること、またその他当社が行う調査に協力すること

第7条（本サービスが受けられない場合）

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は本サービスの対象外とし、修理等によって発生する費用は別途お客様に全額ご負担いただきます。

- (1)本サービス提供期間終了後の本サービスの適用請求
- (2)第6条第1項の定めに従い加盟店または修理受付窓口に依頼されることなく、他社で修理された場合
- (3)日本国外で生じた、故障または偶然な事故の場合
- (4)対象機器を第三者に譲渡した場合
- (5)対象機器の現物確認ができない場合(火災または当社が認める特別な事情による対象機器の滅失の場合は除く)
- (6)第6条第2項に定めるすべての書類のご提出がない場合
- (7)第6条第2項に定める書類の該当欄に、対象機器のご購入年月日、機種名、製造番号、その他、当社所定の必要事項が記載されていない場合
- (8)第6条第2項に定める書類の記載事項の字句が書き換えられた場合
- (9)液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯
- (10)盗難、紛失・置忘れ、詐欺・横領および第三者の加害行為による損害
- (11)差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (12)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害
- (13)地震、噴火、またはこれらによる津波に起因する損害
- (14)核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による損害
- (15)前号以外の放射線照射、または放射能汚染による損害
- (16)対象機器の自然の消耗、磨滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色等、および機能に影響のない外観上のキズ、汚れ、症状が再現できない不良等
- (17)身体障害(障害に起因する死亡を含みます)、または対象機器以外の機器、財物の滅失、破損もしくは汚損
- (18)対象機器およびそれに接続された他の機器等の不当な取扱い(取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きの記載事項に反する不適切な取扱いを含む)、または改変もしくは改造
- (19)本件代替機に生じた損害
- (20)修理が完了した対象機器をお客様にお引渡しした場所からお客様のご自宅または保管場所までの輸送中に生じた損害
- (21)離島または離島に準ずる遠隔地における対象機器の引取り、配送を行う場合に要する実費
- (22)離島または離島に準ずる遠隔地における出張修理に要する実費
- (23)持込修理モデルにつき、お客様のご要望により引取修理を行う場合の輸送料、またはお客様のご要望により出張修理を行う場合の出張料金(当社の判断により引取修理、出張修理に応じられない場合もございます)
- (24)引取修理モデルにつき、お客様のご要望により出張修理を行う場合の出張料金(当社が出張修理に伺った時点で、お客様が修理を希望しない場合であっても、当該料金は発生します。当社の判断により出張修理に応じられない場合もございます)
- (25)第8条第3項の場合に発生する費用
- (26)本サービスの付帯購入時に虚偽の登録をされた場合
- (27)お客様または第三者(お客様と同居する親族を含みます)の法令違反に起因する損害

2. 偶然な事故により対象機器に生じた損傷については、前項の場合に加えて、第6条第4項に定める事項を履行いただけない場合も本サービスの対象外とし、修理等によって発生する費用は別途お客様に全額ご負担いただきます。

第8条（本サービスの適用のご請求にあたってのご注意）

1. 本サービスに基づき交換された旧部品および本件代替機と交換された対象機器はお返しできません。
2. 本サービスの対象にならない付加物およびデータ、記憶媒体等は、事前に対象機器から取り外し、またはバックアップをお取りください。これらが対象機器に付加された状態で引渡された場合は、お客様がこれらに対する権利を放棄したものとさせていただきます。ただし、当社が要請した場合はこの限りではありません。
3. 対象機器のお持込みもしくはお引取り後または出張修理担当者訪問後もしくは当社の修理受付時に本サービスの対象とならないことが判明した場合は、お客様にその旨をお伝えしたうえで有料にて修理させていただきます。また、修理をとりやめられる場合の対象機器の見積技術料、輸送料および出張料金はお客様のご負担となります。
4. 第6条第2項に定める書類は、本サービス提供期間中、大切に保管願います。万一、紛失された場合、原則として当社は本サービスを提供いたしません
5. 本サービスの履行のために対象機器をお預かりしている期間中、貸出機器類の提供等は一切いたしません。
6. 偶然な事故により対象機器に生じた損傷の場合には、本サービスの適用を請求できる権利および受けられる権利を、第三者に有償譲渡、質入れまたは担保提供等の行為を行うことはできません。

第9条（使用不能損害に対するご注意）

当社は、当社に故意または重過失のある場合を除き、お客様が対象機器を使用できなかったことによる損害の補償は一切いたしません。

第10条（本サービス提供の早期終了）

本サービス提供期間中といえども次のいずれかに該当する場合、本サービスは自動的に終了します。なお当社は本サービス終了による返金は致しません。

- (1)対象機器が滅失した場合(火災または当社が認める特別な事情による対象機器の滅失の場合は除く)
- (2)当社から本件代替機の提供もしくは第4条第4項第(1)号に定める修理を受けられた場合、またはお客様が本件代替機の提供も第4条第4項第(1)号に定める修理も希望されず、当社が対象機器を現状のままお客様に返却した場合
- (3)対象機器が第三者に譲渡された場合

第11条（準拠）

本約款に定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

以上